

今月の相談事例（3月）

顧問先社長 経営幹部各位

〒428-0006 静岡県島田市牛尾1158-3
三浦労務経営事務所
特定社会保険労務士 三浦 茂
TEL 0547-45-5811/FAX 0547-45-5821
URL <http://masterslink.jp/sr/miura/>

【相談内容】

昨日、従業員が休みを取ったので、代わりに私が現場に入ったところ、機械に指を挟まれ、人差し指の先端をはぎ取られてしまいました。

私の工場は労災に入っているし、個人事業なので私も労災を使えますよね？

【アドバイス】

まず、個人事業主でも、事業主が労災の適用を受けるためには、通常の労災とは別に、特別加入制度を利用する手続きが必要です。

特別加入制度は、下記の三種類に分類されています。

第一種・・・中小事業主及び、中小事業主が行う事業に従事する者のうち労働者以外の者

第二種・・・労働者を使用しないで個人事業主として建設関連や運輸業などに従事している者

第三種・・・海外へ派遣された者についても、日本国内と同様の労災保険の給付が適用される

相談のように、従業員を雇用している事業主は第一種特別加入にあたります。以下、第一種についての説明となります。

■加入の流れ■

①事務組合（私が加盟しているSR経営労務センター等）への加入

②特別加入申請

③健康診断受診（危険有害業務時にじん肺やくる病などが無いことを確認）※必要な場合のみ

④特別加入保険料納付

保険料（給付基礎日額×365日×事業所労災保険料率）納付

給付基礎日額（3500円～25000円）

給付基礎日額は、休業時等に補償するみなし賃金日額で、任意の賃金を設定する

■加入要件■

①雇用する労働者について労働保険関係が成立していること

②労働保険の事務処理を『労働保険事務組合』に委託していること

③中小事業主を含めて、当該事業場の業務に従事する家族従事者など労働者以外の方全員を包括して加入手続きを行うこと（病気療養中、高齢その他の事情により実態として事業に従事していない事業主は包括加入の対象から除くことができます）

■保険給付の種類■

①療養（補償）給付

業務上又は**通勤**により負傷し又は疾病にかかり療養を必要とする場合に給付される。

②休業（補償）給付

業務上又は**通勤**により負傷し又は疾病にかかり療養し、そのため労働することができず賃金を受けない場合、その4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%と特別支給金の20%を合わせて80%が支給される。

③障害（補償）給付

傷病が治癒（固定）し、身体に障害が残った場合に、一時金、又は年金が支給される。

④遺族（補償）給付

死亡時に生計を維持（生活を支援）していた遺族に年金又は一時金が支給される。

「民間の保険に加入しているからいいや」と思うかもしれませんが、民間保険には給付制限があります。労災は治る（症状固定）まで必要な治療費と障害の程度に応じた一生の補償や死亡時の遺族年金が支給されるため、民間の保険よりも手厚い保障が得られます。

特別加入制度への加入は任意ですが、業務上の災害は健康保険が使用できないので、特に建設業や製造業等、現場に入ることのある事業主の加入は必須といえるでしょう。